

お知らせ

横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正について

～令和3年12月24日 施行～

横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月制定。以下「取扱基準」という。）では、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項等を定めています。

改正内容1 特定自動二輪車対応型の特殊な装置の規模の基準の追加 【取扱基準第7条第1項】

横浜市駐車場条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等のうち、駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定を受けた、乗用車に加えて特定自動二輪車にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模について、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものと定めます。

改正内容2 特殊な装置を用いる車いす使用者のための駐車施設の基準の見直し 【取扱基準第7条第1項】

横浜市駐車場条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等のうち、車いす使用者のための駐車施設については、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもので、かつ公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたものと定めます。

改正内容3 特定自動二輪車対応型の特殊な装置の面積の算定方法の基準の追加 【取扱基準第7条第2項】

特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車の用に供する部分の面積の算定については、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定することと定めます。

改正内容4 指定地区内の対象道路の追加・削除 【取扱基準第3条第1号別図1】

このたび、令和3年11月1日施行の閑内地区都市景観協議地区の変更及び令和3年8月2日の大通り公園周辺地区街づくり協議指針の改正（以下、まとめて「改正等」という。）により、「閑内地区都市景観協議地区」及び「大通り公園周辺地区街づくり協議地区」の一部の道路について、それぞれ新たに駐車場の配置に関する方針が明確に規定されました。

「閑内地区都市景観協議地区」及び「大通り公園周辺地区街づくり協議地区」については、取扱基準第3条第1号別図1において既に指定していますが、前述の改正等に伴い、周辺の賑わいと歩行者の安全性の確保を目的に、新たに駐車場の配置に関する方針が明確に規定された道路を追加し、廃止されて存在しなくなった道路を削除します。

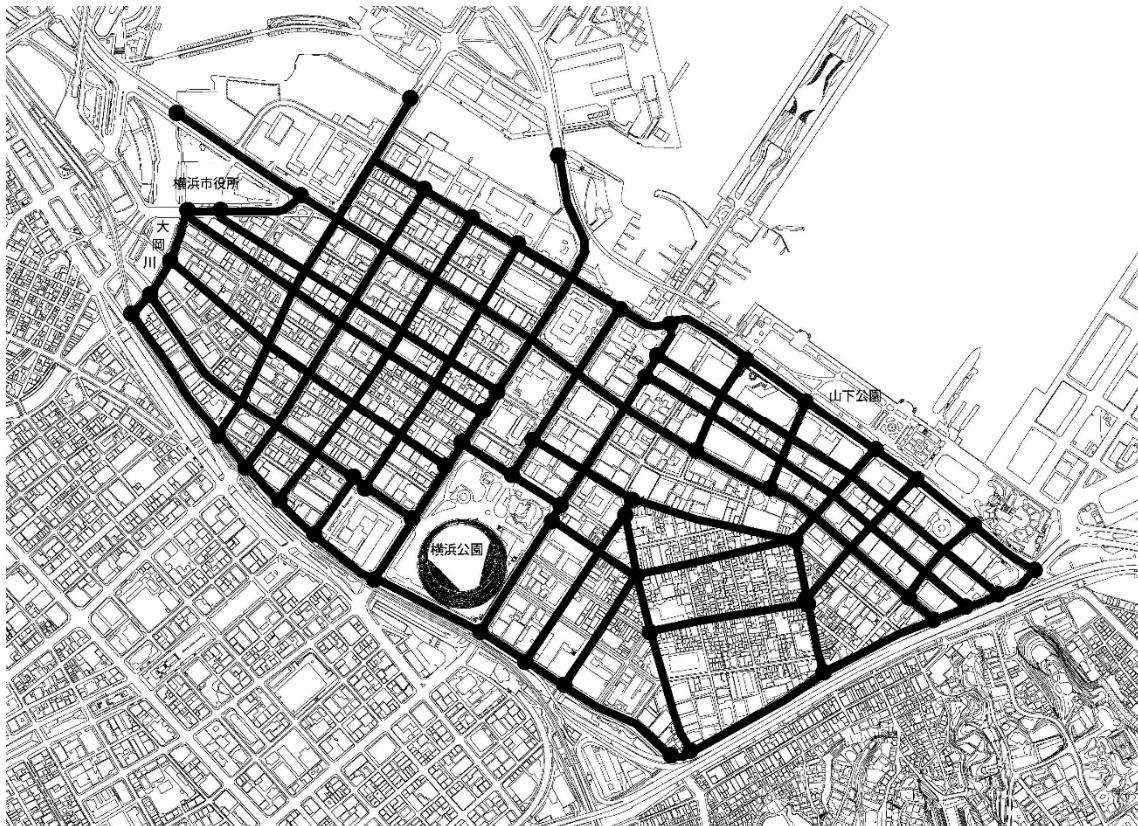
なお、地区計画等^{※1}における駐車場の配置に関する基準等に合ったものについてのみ、敷地外駐車場を認めるものとします。

※1：地区計画等とは「都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等」をいいます。

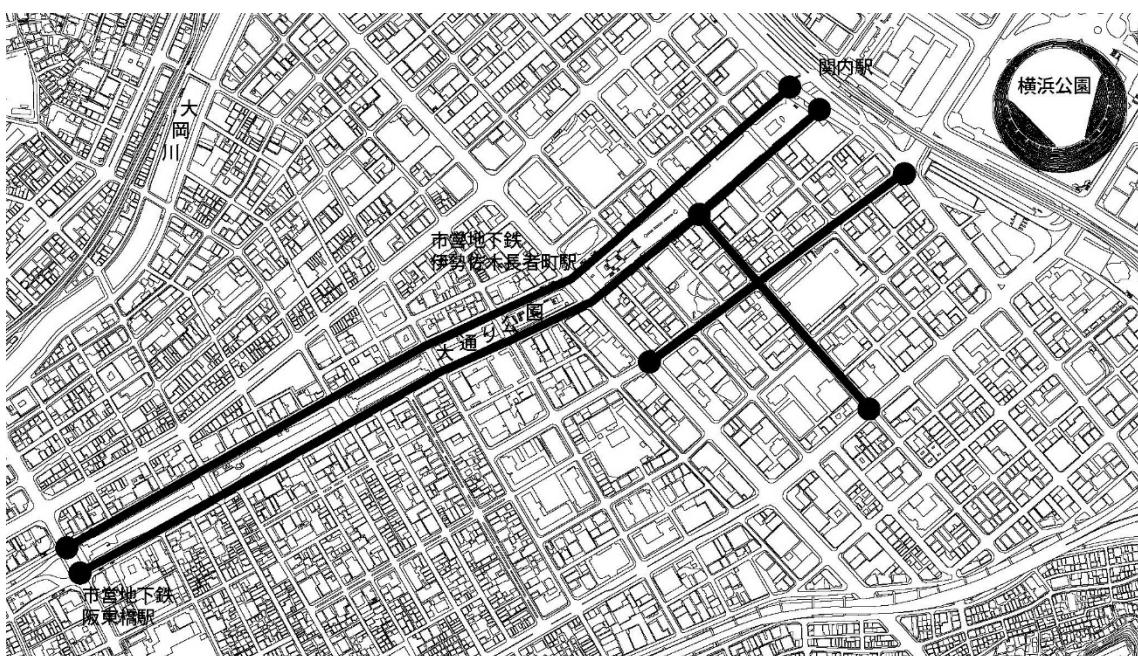
一取扱基準第3条第1項第1号別図1に定める道路とは

横浜市駐車場条例第10条に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして、取扱基準第3条第1項第1号別図1に、地区計画等^{*1}に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）は、敷地外に附置義務駐車施設等を設置することを認めています。

【改正】取扱基準第3条第1号別図1（抜粋）

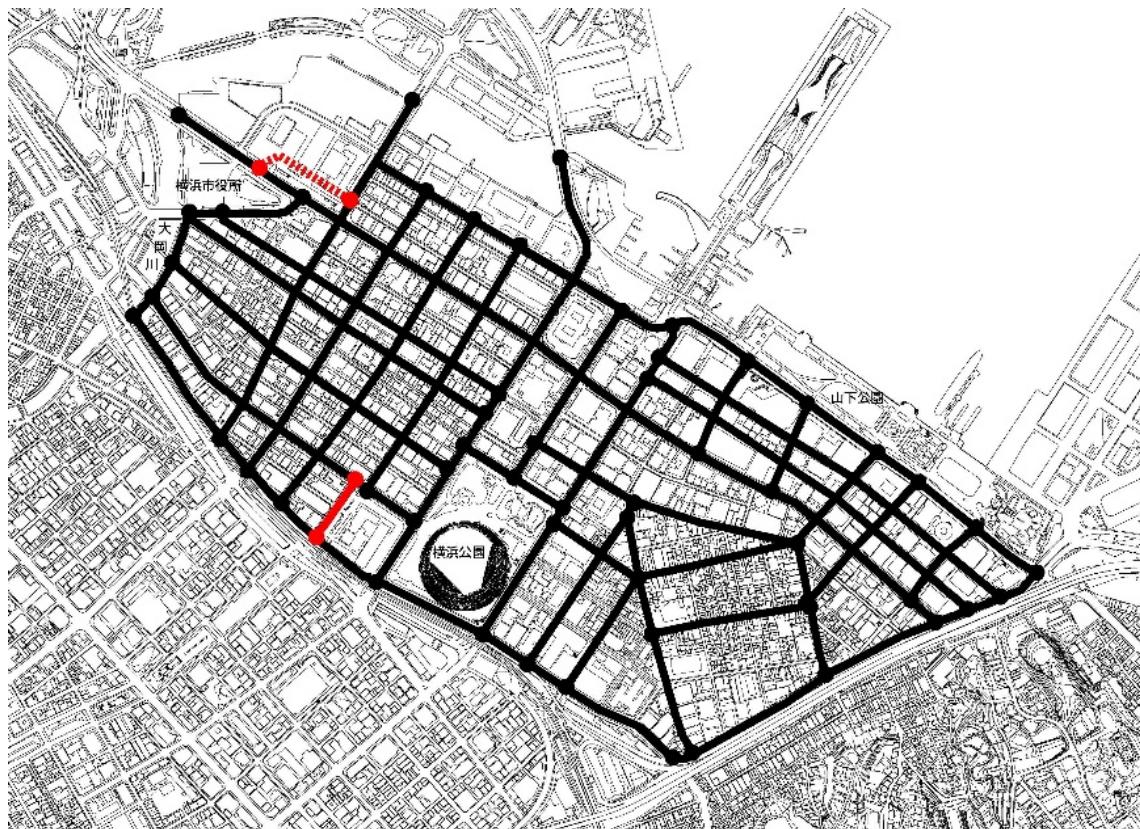


【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】

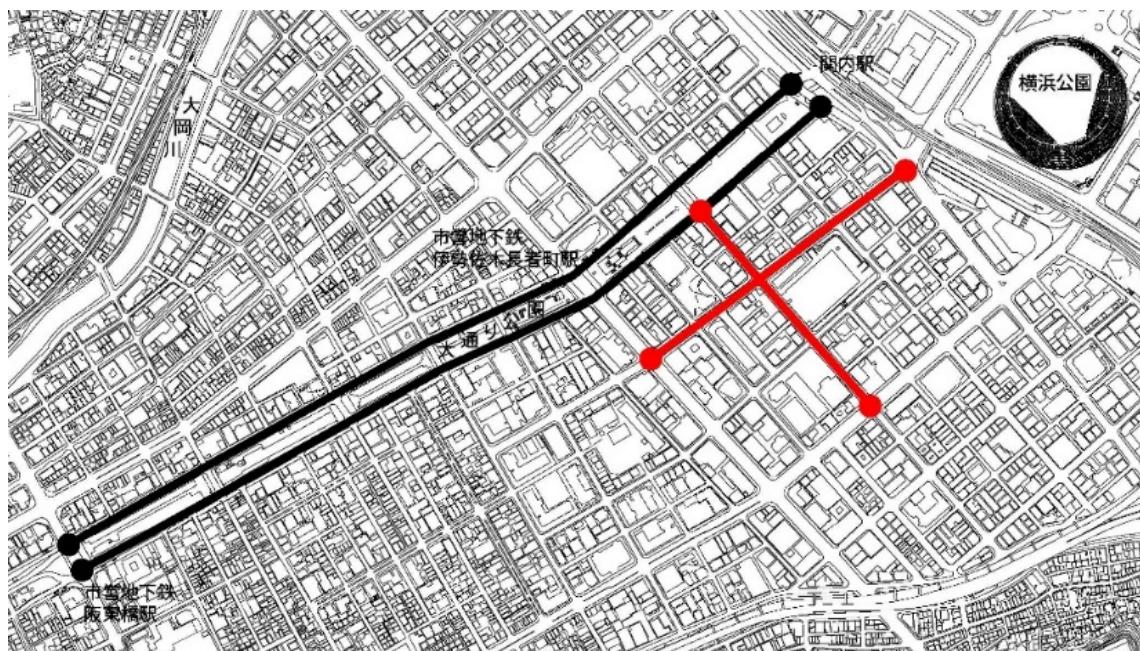


【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】

【新旧対照】取扱基準第3条第1号別図1（抜粋）



【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】



【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】

【凡例】

- …別図1に定める道路（既存） ●—●—● …別図1に新たに定める道路（追加）
- …別図1から削除する道路（削除）

～改正内容の詳細については、次のホームページをご覧ください～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>

(横浜市都市整備局都市交通課ホームページ 横浜市駐車場条例（附置義務駐車場）について)

改正取扱基準の施行日

「令和3年12月24日」施行

《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課（駐車場担当）
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階)

電話：045-671-4510

※具体的な相談は窓口にて図面等で行っております。

なお、窓口にいらっしゃる際は、あらかじめ電話にて担当と日程を調整
くださるようお願いいたします。

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階)

電話：045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415
ホームページ：[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/
chushajo/jorei/gimu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html)

令和3年12月24日 発行